

次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

平成24年 8月11日

奈良県知事 荒井正吾

1 業務概要

- (1) 業務名 奈良公園等情報発信事業
(情報発信・共有システム機能拡張業務)
- (2) 業務場所 奈良市内他
- (3) 業務目的 奈良県では、平成22年度より観光客および県民への効率的かつ一貫した情報発信を行うことを目的に、「奈良県情報発信・共有システム」(以下「本システム」という。)の一部運用を開始している。平成24年度以降は観光・イベント情報を一元管理して提供するとともに、行政情報についても各種ツールにより提供し、さらなる奈良の魅力向上を図る。
本業務では、魅力向上の取り組みの一環として、効果的な情報発信を目指し、観光客及び県民を対象とする幅広い奈良県情報(観光、県政、福祉、防災、交通)(以下、「県情報」という。)を管理・編成・発信することができるよう本システムの機能を拡張し、一元管理する情報の拡充を行うことを目的とする。
- (4) 業務内容 観光客及び県民を対象とする幅広い県情報を管理・編成・発信することができるよう本システムの機能を拡張し、一元管理する情報の拡充を行う。
※詳細については「業務説明書」による。
- (5) 業務量の目安 25,011千円(消費税込み)以内
- (6) 履行期限 平成25年3月31日(日)

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札停止期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件(以下「更正事件」といいます。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。)第30条に規定する更正手続き開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更正手続き開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含みます。)を受けた者については、更正手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定(平成7年12月奈良県告示第425号)による奈良県競争入札参加資格者で、営業種目「Q2」の「電算業務」に登録をしている者であること。

(ただし、参加表明書提出時点において登録が認められていれば可とする。)

(7) 本業務と同種又は類似の業務の元請実績を有していること。同種又は類似の業務の定義については業務説明書4-1を参照のこと。

3 暴力団排除条例に伴う留意事項

本業務の選定後、決定された相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは失格とする。また失格となった場合は損害賠償責務が生じる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

4 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県土木部まちづくり推進局奈良公園室（奈良県分庁舎6階）
TEL (0742) 27-8677（ダイヤルイン）
FAX (0742) 22-7832

(2) 参加表明書の提出

- ① 提出期限 平成24年 8月22日（水）正午まで
- ② 提出先 4 （1）の担当部局と同じ
- ③ 提出物
 - ・様式1 参加表明書
 - ・様式2 参加表明者の業務実績（1件）
 - ・様式3-1 予定管理担当者の実績等（3件）
 - ・様式3-2 予定担当者の実績等（3件）
- ④ 提出方法 持参に限る。

(3) 技術提案書提出者の選定及び通知

- ① 選定について
参加表明書の提出者に対し、「業務説明書 8 技術提案書を特定するための評価基準」のうち、「予定担当者の経験」について審査し、上位 5 者程度を選定する。
- ② 通知について
参加表明書を提出した者には、技術提案書の提出依頼又は非選定の通知をする。このうち、選定しなかった者に対しては、その理由を書面により通知する。技術提案書の提出依頼又は非選定の通知については、平成 24 年 9 月上旬を予定。
- ③ 非選定の理由について
非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して 5 日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を求めることができる。

(4) 技術提案書の提出

- ① 提出期限 平成 24 年 9 月中旬（予定）
- ② 提出先 4 (1) の担当部局と同じ
- ③ 提出物
 - ・様式 4 技術提案書
 - ・様式 5 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・実施体制
 - ・様式 6 評価テーマに対する技術提案
 - ・参考見積書ヒアリング時にパソコン（PowerPoint 等）を用いる場合は、電子データを CD-R に保存し 1 部提出すること。（PowerPoint のバージョンは 2003 とすること。また、提出期限を過ぎての提出は認めない。）
- ④ 提出方法 持参に限る。
- ⑤ 提出部数 正 1 部、副 1 部

(5) ヒアリング

業務内容に対する技術提案書について、ヒアリングを実施する。

- ① 日時 平成 24 年 9 月中下旬（予定）
- ② 場所 奈良県庁内会議室（予定）
- ③ 出席者 予定管理担当者（必ず出席）、予定担当者（必要に応じて出席）
- ④ ヒアリング時間 プレゼンテーション（15 分）、質疑応答（10 分）（予定）
上記の事項は現段階での予定であり、詳細については技術提案書提出依頼による。

(6) 技術提案書の特定

提出された技術提案書とヒアリングを基に、「業務説明書 8 技術提案書を特定するための評価基準」について審査し、平成 24 年 10 月上旬に特定又は非特定の通知をする予定。

(7) その他

- ① プロポーザルを理由とした県職員等に対する個別のヒアリングは禁止する。
- ② 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに要した費用は、提出者の負担とする。
- ③ 技術提案書提出後も、随意契約の相手方として特定されるまでは、いつでも辞退することができる。また、辞退したことを理由として今後の選定等に不利益な取扱を受けるものではない。
- ④ その他詳細は業務説明書による。